

内閣官房
新型インフルエンザ等対応
業務継続計画

平成 22 年 8 月
(令和 7 年 3 月改正)
内閣官房

目次

第1章 基本的な考え方	
1 本計画の目的	1
2 被害状況の想定	1
3 基本方針	
(1) 求められる役割	2
(2) 業務継続の基本方針	2
4 他計画との関係	5
第2章 発生時継続業務等	
1 業務の仕分けの考え方	
(1) 発生時継続業務の範囲	6
(2) 各部局の業務継続計画	6
(3) 発生時継続業務の範囲を検討する際の留意事項	7
第3章 実施体制	
1 平常時の体制	7
2 新型インフルエンザ等発生時の体制	
(1) 業務継続計画の実施責任者	7
(2) 業務継続計画の実実施副責任者	8
第4章 人員、物資等の確保	
1 人員の確保	8
2 通勤方法	8
3 職員及び同居者等の感染状況の把握	8
4 指揮命令系統の明確化	10
5 物資・サービスの確保	10
6 情報システムの維持	10
第5章 感染対策の徹底	
1 感染対策の検討	11
2 庁舎内における感染対策の実施	
(1) 一般的な留意事項	11
(2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）	11
(3) 職員等が発症した場合の対処	12
(4) 海外勤務する職員等への対応	12
(参考) 特定接種	13
第6章 業務継続計画の実施	
1 業務継続計画の発動	13
2 状況に応じた対応	13
3 通常体制への復帰	13
第7章 業務継続計画の維持・管理等	
1 関係機関等との調整	14
2 公表・周知	14
3 教育・訓練	14
4 点検・改善	14

第1章 基本的な考え方

1 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

このような中、政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務（以下「最低限の国民生活の維持等に必要な業務」という。）を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

内閣官房は、閣議事項の整理及び閣議に係る重要事項の企画・立案・総合調整、内閣の重要政策の企画立案・総合調整、行政各部の施策の統一を図るための総合調整、情報の収集調査等を行い、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する責務等を負っており、新型インフルエンザ発生時においても、その機能を維持し必要な業務を継続することができるよう「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成21年8月新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、平成22年8月に内閣官房新型インフルエンザ対応業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定した。

その後、平成26年3月にガイドラインが改正されたことから、平成27年6月に新感染症を本計画の対象に追加するなどの改正を行った。

今般、令和6年9月のガイドラインの改正に伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）で示されている時期区分に応じて職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更するなど、所要の改正を行うものである。

2 被害状況の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える

影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、内閣官房においては、ガイドラインの記載を踏まえ、社会経済への影響の規模の目安として、職員の最大40%程度の欠勤を想定することとする。ただし、実際の被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応することとする。

3 基本方針

(1) 求められる役割

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策に関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が本人の感染や同居者等の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小又は中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

(2) 業務継続の基本方針

ア 業務の分類

新型インフルエンザ等の発生・流行時における内閣官房の業務について、次により分類することとする。

(ア) 強化・拡充業務

政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。

(イ) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

(ウ) 縮小・中断業務

中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務。

なお、強化・拡充業務及び一般継続業務を合わせて「発生時継続業務」という。

イ 基本方針

内閣官房においては、発生時継続業務を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する(図1)。

また、発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。また、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

さらに、新型インフルエンザ等様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

なお、新型インフルエンザ等は、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても同居者等の接触者に感染者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第44条の3第1項の規定に基づき都道府県等¹から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時における業務量の変化

発生時継続業務の着実な遂行のため、以下の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させる。

(ア) 初動期

内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、特措法第15条第1項に基づく新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

(イ) 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置及び基本的対処方針(特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。)の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。内閣官房においては感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らす。

¹ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。

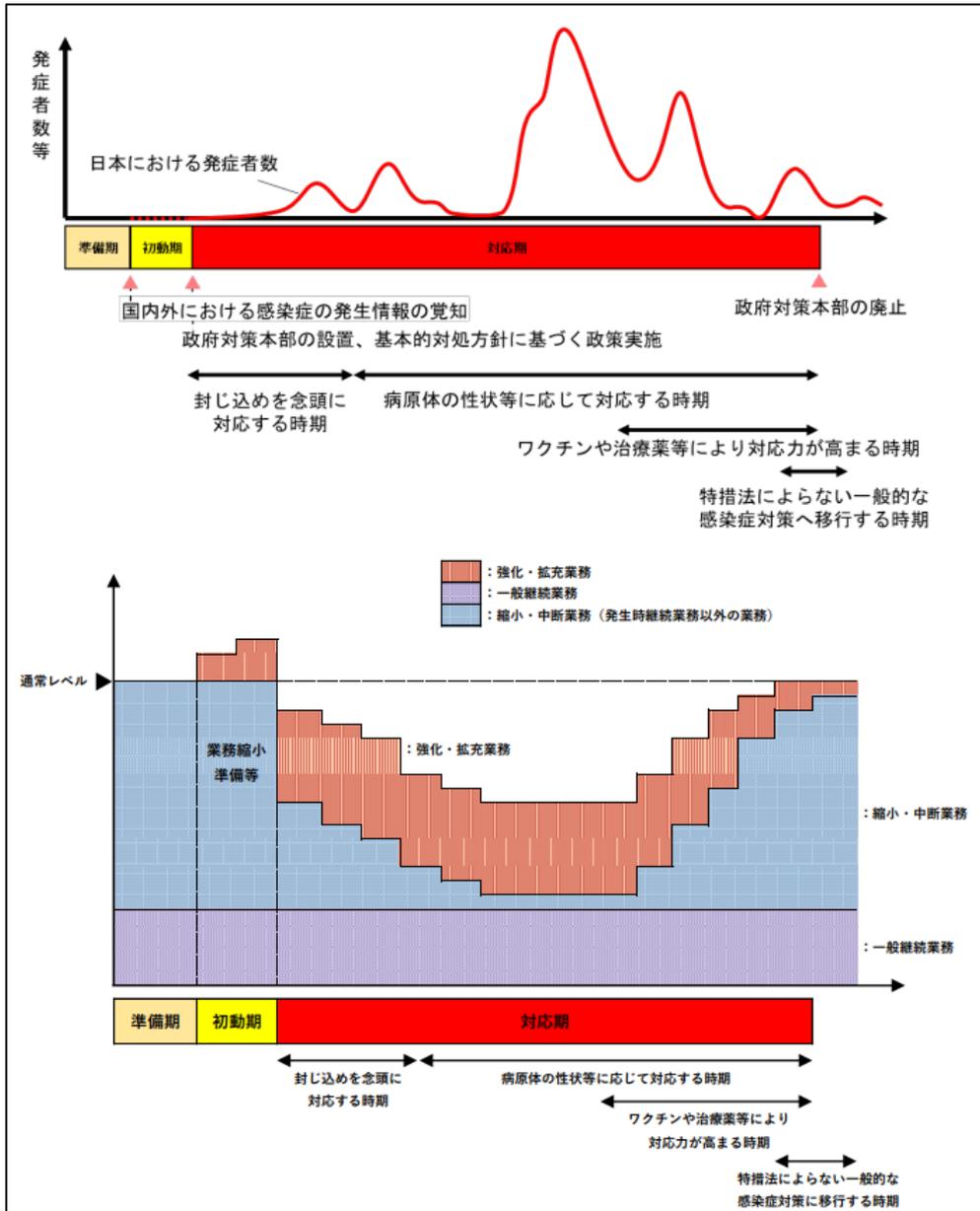
(ウ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

(エ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされるため、内閣官房においても適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



4 他計画との関係

内閣官房においては、平成20年7月に「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月中央防災会議決定）が対象とする地震を想定した「内閣官房業務継続計画」（令和6年9月改正）を策定している。

本計画は、首都直下型地震に関する計画と共通の目的の下に策定されているが、両者は、被害の様態やそれを踏まえた対応が相当異なることから、別個の業務継続計画として策定する。

第2章 発生時継続業務等

1 業務の仕分けの考え方

(1) 発生時継続業務の範囲

新型インフルエンザ等発生時における具体的な業務の仕分けの考え方は、表1のとおりとする。

表1 発生時における業務の仕分けの考え方

	発生時継続業務		発生時継続業務以外の業務
	a. 強化・拡充業務	b. 一般継続業務	c. 縮小業務/d. 中断業務
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・政府行動計画や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁）等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じるもの又は業務量が増加するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの ・発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務 <p>※ 施策の実施が遅れることにより国民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。</p>
発生時の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期から、状況に応じ体制を維持・強化 ・縮小・中断業務から人員補充 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期から、状況に応じ体制を維持 ・必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充 ・可能な範囲でテレワークを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期から、状況に応じ業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充 ・必要に応じて、交代での勤務を活用 ・可能な範囲でテレワークを活用
稼働人員	<p>【増加】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>	<p>【若干減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>	<p>【大幅減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数及び強化・拡充業務への補充人数を減じる。</p>

(2) 各部局の業務継続計画

発生時継続業務の確実な実施を図るため、あらかじめ内閣官房の部局（内閣官房文書取扱規則（平成23年3月30日内閣総理大臣決定）第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）において、最大40%の欠勤率を想定し、業務毎の分類、被害最大時の最小必要人員等を示した業務継続計画表を作成する。

なお、業務継続計画表は、必要に応じて見直しを行う。

(3) 発生時継続業務の範囲を検討する際の留意事項

- ア 新型インフルエンザ等の発生時においても真に継続することが必要な業務に資源を集中するため、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- イ 発生時継続業務に位置付けた業務について、各部局の責任者（業務継続計画の実施責任者）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動することが必要である。
- ウ 発生時継続業務以外の業務について、各部局の責任者は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力する必要がある。
- エ なお、発生時継続業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めることも重要である。

第3章 実施体制

1 平常時の体制

平常時における内閣官房の体制としては、内閣官房内閣総務官室において、新型インフルエンザ等の発生に備え、本計画の管理、維持及び必要な改定を行うとともに、必要に応じて本計画の内容について内閣官房内での意思統一を図る。

2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等の発生時における内閣官房の体制としては、新型インフルエンザ等が発生した場合、内閣感染症危機管理統括庁と密接な連携を図りつつ、業務継続計画を発動する。その際、あらかじめ本計画において定めている人員体制等を、実際の状況に応じて調整しつつ、具現化する²。また、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。

(1) 業務継続計画の実施責任者

各部局に業務継続計画の実施責任者を置き、次表に掲げる者をもって充てる。実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

² あらかじめ指定されている有事専従者は内閣感染症危機管理統括庁に招集されること及び感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省から応援職員の要請があり得ることに留意。

○業務継続計画の実施責任者

部局	実施責任者
内閣総務官室	内閣総務官
内閣感染症危機管理統括庁	内閣感染症危機管理監
国家安全保障局	国家安全保障局長
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
内閣広報室	内閣広報官
内閣情報調査室	内閣情報官
内閣サイバーセキュリティセンター	内閣サイバーセキュリティセンター長
内閣人事局	内閣人事局長

(2) 業務継続計画の実施副責任者

各部局に業務継続計画の実施副責任者を置き、各部局の内閣参事官等のうち、実施責任者の指名する者をもって充てる。

実施副責任者は実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

第4章 人員、物資等の確保

1 人員の確保

業務の仕分けを踏まえ、各部局において係単位で業務の継続に必要な人員数(平常時・発生時)を記載した業務継続計画表を作成し、係単位で業務に必要な最小限の人員数の把握を行い、発生時を想定した人員計画を作成する。

なお、各部局内の職員だけでは人員が不足する場合においては、必要に応じて他の部局からの応援を要請することを検討する。

また、人員計画の策定・実施に当たっては、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

2 通勤方法

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、テレワーク、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用による時差出勤や交代での勤務、自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。

3 職員及び同居者等の感染状況の把握

各部局は、職員及び同居者等が感染した又は感染した疑いがある場合については、健康状態(発熱の有無や発症者との接触可能性の有無等)及び休暇状況を内閣総務官室へ連絡するものとする。なお、職員の症状別の対応と人事制度上の取扱いは、表2により判断するものとする。

表2 職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	職員の対応及び人事制度上の取扱い	備考（法令上の規程、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ等様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養 （検疫時においては隔離、停留又は宿泊施設待機要請）	病気休暇取得 ※新型インフルエンザ等様症状がある場合、病気休暇を取得（病状を有しているにもかかわらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	感染症法第19条に基づき、都道府県が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県等が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第1号に基づき隔離、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第1項に基づき宿泊施設待機要請）
新型インフルエンザ等様症状なし ³	患者との濃厚接触あり（濃厚接触者） （検疫時においては発生国・地域の滞在歴を含む。）	外出自粛（検疫時においては健康監視、停留又は居宅等又は宿泊施設待機要請）	特別休暇取得	感染症法第44条の3に基づき、都道府県等が外出自粛要請（検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第2項に基づき居宅等又は宿泊施設待機要請）
	なし	学校・社会福祉施設等（保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設）の休業等への対応	年次休暇取得等 職務命令によるテレワーク	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法第45条第2項に基づき、都道府県が要請

³ 新型インフルエンザ等様症状がない人は、状況に応じテレワークを命じることが可能と考えられる。

4 指揮命令系統の明確化

業務上の意思決定者である幹部が感染する場合も想定し、内閣官房の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

発生時継続業務に携わる幹部については、感染リスクを極力抑えるような対策を講ずるとともに、当該幹部が感染し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にしておくことが必要である。

5 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等については、新型インフルエンザ等発生時においても、業務を継続するためには、継続して確保することが必要不可欠なものである。このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップするとともに、物資については必要に応じて備蓄の対策を講ずる。

また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。

内閣共済組合が運営する診療所は、千代田保健所に対して感染情報を確認し、その情報を必要に応じて内閣総務官室を通じて、職員等へ周知する。

医薬品等消耗品の提供事業者の事業継続が難しいと判断される場合の代替策を検討し、通常の診療業務を行う体制の確保に努めるとともに、新型インフルエンザ等様症状を有する者への対応を検討する。

6 情報システムの維持

新型インフルエンザ等発生時においては、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関等への情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

新型インフルエンザ等の被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービス等の不足等も想定されるため、情報システム担当者と関係事業者において、発生時の体制について検討する。

また、国民の不安が高まった場合には、アクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼動可能性の有無やバックアップ体制等について検討する必要がある。

第5章 感染対策の徹底

1 感染対策の検討

新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講ずる必要がある。そのため、平時から発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、感染リスクを低減するよう努めるとともに、新型インフルエンザ等発生時においては、以下の感染対策を行う。以下は一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていく。

2 庁舎内における感染対策の実施

(1) 一般的な留意事項

職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

ア 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。

イ 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。

ウ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

(2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

ア 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う⁴。

(ア) 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。

(イ) 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。

イ 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

(ア) 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。

⁴ 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

- (イ) 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
- (ウ) 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

(3) 職員等が発症した場合の対処

ア 庁舎内で新型インフルエンザ等様症状のある職員が出た場合、各部局における業務継続計画の実施責任者は、当該職員にマスクを着用させた上で、速やかに検査を受けることができる医療機関を受診するよう指示する。また、感染の可能性のある者が出た旨を内閣総務官室に報告する。

当該職員⁵は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。

イ 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。特に、保護者・介助者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

(4) 海外勤務する職員等への対応

ア 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。

イ 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。

ウ 海外からの出張者受入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む。）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討する。

⁵ 職員本人から直接連絡が困難な場合、感染防止従事責任者等が相談センターに連絡する。

(参考) 特定接種

- 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。
- 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。
- ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

第6章 業務継続計画の実施

1 業務継続計画の発動

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、内閣感染症危機管理統括庁と緊密な連携を図りつつ、事態の状況に応じてあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

2 状況に応じた対応

各部局における業務継続計画の実施責任者は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

なお、発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要があることに留意すること。

3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

1 関係機関等との調整

業務継続計画の改正案を作成した後、業務遂行上関係のある他の各府省等、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

2 公表・周知

策定した業務継続計画について、外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、業務継続計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

3 教育・訓練

業務継続計画の実施責任者は、発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

4 点検・改善

業務継続計画の策定後、人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ、改善を求める。

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、教育等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。